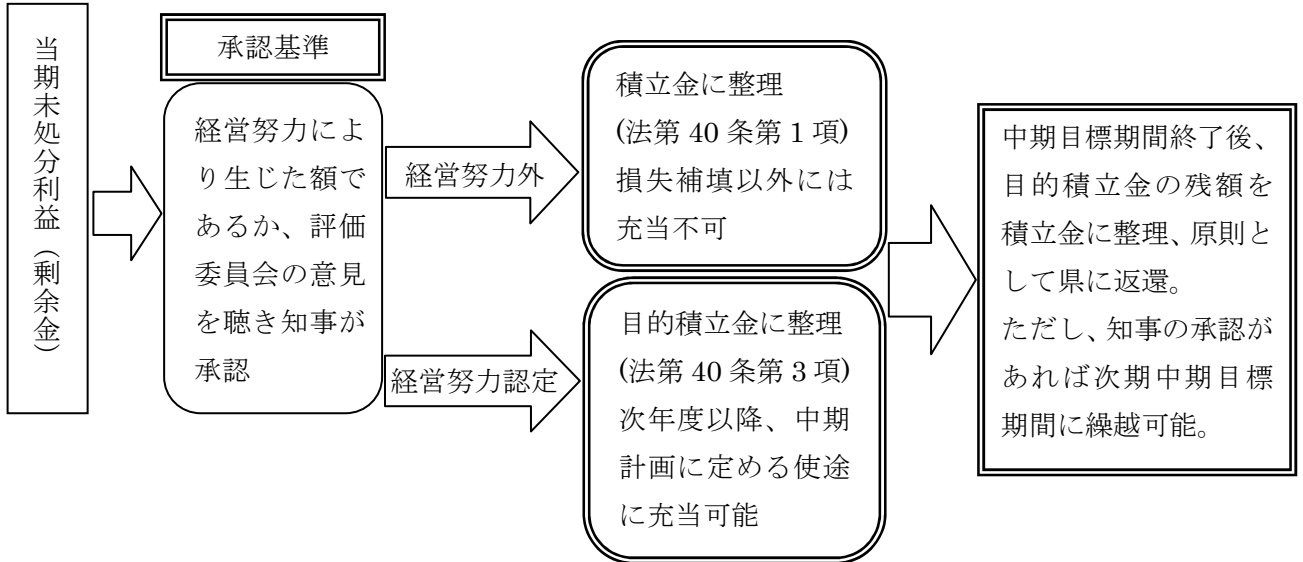


地方独立行政法人青森県産業技術センターの利益処分の考え方について

【利益処分の流れ】



※ 法とは、地方独立行政法人法のことをいう。

1 剰余金の翌事業年度への繰越しに係る知事の承認（経営努力認定）

（地方独立行政法人法第40条、地方独立行政法人会計基準第71）

- (1) 法人は、剰余金があるときは、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。

【中期計画に定める剰余金の使途】

〔 決算において剰余金が発生した場合は、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てる。 〕

- (2) 「剰余金の使途」に充てることができる剰余金は、法人の経営努力により生じたものである。
- (3) 経営努力分に該当する根拠は法人が説明し、知事が評価委員会の意見を聴取した上で承認（経営努力認定）する。

（地方独立行政法人法第40条要約）

決算における剰余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし、中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる。

ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。